

21水管第1877号

平成22年1月5日

運輸安全委員会

委員長 後藤昇弘 殿

水産庁長官

遊漁船第七浩洋丸沈没事故に係る意見について

平成21年12月18日付け運委参第423号による標記意見を受け、都道府県知事、社団法人全国遊漁船業協会及び遊漁船の業務主任者を養成するための講習実施者に対し、「遊漁船利用者の安全確保について（平成21年12月18日付け水管第1877号水産庁長官通知）」により、別添のとおり要請したのでお知らせする。

都道府県知事 あて

遊漁船利用者の安全確保について

平成20年9月21日に乗員・乗客3名の死亡者を出した「遊漁船第七浩洋丸沈没事故」について、運輸安全委員会は、平成21年12月18日に船舶事故調査報告書を公表した。

また、同時に本事故調査の結果に鑑み、遊漁船の利用者の安全を確保するため、運輸安全委員会設置法第28条に基づき、別添「遊漁船第七浩洋丸沈没事故に係る意見について」（平成21年12月18日付運委参第423号）が提示された。

これにより、遊漁船利用者の安全の確保の見地から、遊漁船業の健全な発展を図るために必要な援助及び都道府県知事への助言が要請された。

については、貴知事におかれては、遊漁船利用者の安全の確保の観点から、貴管下の遊漁船業者等に対して、安全に関する講習会及び遊漁船業務主任者を養成するための講習の開催などを通じ、安全意識の高揚を図るとともに、発航前の検査、事故発生の早期通報及び救命設備の取扱いについて御指導願いたい。

同時に、損害賠償保険に継続的に加入していることを確認するよう周知徹底願いたい。

また、貴管下の関係団体等が主催する遊漁船業者に対する安全に関する講習会の開催の協力などの御配慮をお願いする。

なお、社団法人全国遊漁船業協会及び遊漁船業務主任者講習実施者に対して別紙写しのとおり通知したので、御了知願いたい。

社団法人全国遊漁船業協会 あて

遊漁船利用者の安全確保について

平成20年9月21日に乗員・乗客3名の死亡者を出した「遊漁船第七浩洋丸沈没事故」について、運輸安全委員会は、平成21年12月18日に船舶事故調査報告書を公表した。

また、同時に本事故調査の結果に鑑み、遊漁船の利用者の安全を確保するため、運輸安全委員会設置法第28条に基づき、別添「遊漁船第七浩洋丸沈没事故に係る意見について」（平成21年12月18日付運委参第423号）が提示された。

これにより、遊漁船利用者の安全の確保の見地から、遊漁船業の健全な発展を図るために必要な援助及び都道府県知事への助言が要請された。

については、貴協会におかれては、遊漁船利用者の安全の確保の観点から、安全に関する講習会及び遊漁船業務主任者を養成するための講習の開催などを通じ、安全意識の高揚を図るとともに、発航前の検査、事故発生の早期通報及び救命設備の取扱いについて御指導願いたい。

同時に、損害賠償保険に継続的に加入していることを確認するよう周知徹底願いたい。

遊漁船業務主任者養成講習実施者 あて

遊漁船利用者の安全確保について

平成20年9月21日に乗員・乗客3名の死亡者を出した「遊漁船第七浩洋丸沈没事故」について、運輸安全委員会は、平成21年12月18日に船舶事故調査報告書を公表した。

また、同時に本事故調査の結果に鑑み、遊漁船の利用者の安全を確保するため、運輸安全委員会設置法第28条に基づき、別添「遊漁船第七浩洋丸沈没事故に係る意見について」（平成21年12月18日付運委参第423）が提示された。

これにより、遊漁船利用者の安全の確保の見地から、遊漁船業の健全な発展を図るために必要な援助及び都道府県知事への助言が要請された。

ついては、遊漁船利用者の安全の確保の観点から、遊漁船業務主任者を養成するための講習において、安全意識の高揚を図るとともに、発航前の検査、事故発生 of 早期通報及び救命設備の取扱いについて御指導願いたい。

同時に、損害賠償保険に継続的に加入していることを確認するよう周知徹底願いたい。